

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第9回会議）議事録

日時：令和2年6月25日（木）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第4委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員，木村昭憲委員，草刈拓委員，小坂浩之委員，斉藤誠一委員，
田口美之委員，土井勝幸委員，宮林幸江委員長，渡邊純一委員
以上9名，五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長，中村介護保険課長，山崎介護事業支援課長，
高橋介護事業支援課主幹兼指定係長，零石居宅サービス指導係長，伏見施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(5)については公開，議事(1)～(3)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護，小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)，
看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)，認知症対応型通所介護及び地域密
着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料2）
- (3) 地域密着型サービス事業者の指定事項変更について(資料3)
- (4) 他市町村の事業者の指定について（資料4）
- (5) 施設の整備状況について（資料5）（参考資料5）

宮林委員長：今の説明について，質問や意見はあるか。

田口委員：資料2で2年5か月で廃止となる事業所が記載されている。定員10名では採
算がとれないと再三意見しているのであるが。

資料4の他市町村の事業者指定のうち富谷の事業所については，平成28年3
月以前から利用されている方の継続利用とは性質が違うようだが，こういった
指定もありなのか。

高橋主幹：制度上はありうる。

田口委員：東京や横浜など首都圏では通常認めない事例。仙台市は甘いと思う。

次に，資料3の認知症対応型通所介護の件だが，採算の確保の観点から統合し

たのか。

高橋主幹：同じ建物内で10人単位のデイと12人単位のデイを実施しようとした際に、同一事業所で複数単位実施という形態で運営することも、単位ごとに事業所を分けて運営することも可能であるが、こちらの法人は当初後者を選択された。また法人の判断に基づき、仙台市としては2事業所を指定した。しかし、現在になり、前者の形式での運営もできるということに法人が気づき、今回統合するという判断になったものである。

田口委員：報酬は規模によって変わらないのか。

高橋主幹：認知症対応型通所介護は規模による報酬区分がない。

田口委員：特定処遇改善加算2パーセント分、基本報酬が下がるのではないかという見通しもあるようで、そうなればますます経営状況は厳しくなる。

今回の事前申出は定員15名のデイがあるが、それくらいならまあ採算はとれるのだが、定員10名は本当に厳しい。職員や利用者にしわ寄せがいく可能性もあるため、慎重にしてほしい。

木村委員：認知症対応型通所介護の事業所統合の件について、同じ建物にあって、事業所を分けて運営するメリットデメリットを教えてください。

高橋主幹：この事業所は制度発足から間もなく運営を開始したため、報酬請求上のリスク管理の観点から事業所を分けて指定を受けたようだ。しかしながら、運営開始から15年近く経過し、安定的な管理運営ができる見通しがたったところで、管理者をひとりに集約し2単位を同一事業所として運営していても大丈夫ではないかという判断から、統合するという整理をされたようだ。特に大きなメリットデメリットというのはあまり想定されないが。

田口委員：12名と10名でそれぞれの事業所で運営することと、定員22名のデイサービスで運営することで、配置が必要となる人員はどのように変わるのか。22人にした方が介護職員は少なく済むのでは。

高橋主幹：介護職員はサービス提供の単位ごとに必要となり、また事業所統合後もサービス提供単位は今までどおり10名のグループと12名のグループで分かれたままであるため、介護職員の必要数に変更はない。施設長を一人に集約できる以上にメリットがないと思う。

田口委員：今まで2人いた施設長が一人とできるのであれば労務費削減でき、合理化になる。

草刈委員：書類量の削減にもなると思われる。

田口委員：他市町村の指定における富谷の看護小規模多機能の件について、先ほどは甘いとはいったが、利用者にとってはいいことだとは思う。

木村委員：認知症対応型通所介護の事業所統合の件について、指定する段階で配慮をしてもよかったように思う。同じ建物に二つの事業所があるのはおかしいのだから、1つにまとめたらと助言してもよかったのでは。提出された書類をただ形式的に処理するのではなく、適切な事業所運営に関する指導をしてもいいと思う。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1から6-3)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

斉藤委員：登録定員29名とあるが、通いの定員と宿泊の定員の合算値と合致しない。

高橋主幹：登録定員29名の内訳が18名と9名となるわけではない。小規模多機能型居宅介護は通い・宿泊・訪問の複数サービスを組み合わせて実施するが、この事業所を利用する方としてあらかじめ登録できる定員数が29名、一度に通いのサービスの提供を受けることができる最大数が18名、一度に宿泊サービスの提供を受けることができる最大数が9名ということである。

田口委員：小規模デイサービスがM&Aで売りに出されていることもあるが普通は買収しない。安定的なサービスを提供する観点から考えると、小さすぎるから。今後もっと介護報酬が下がることを想定すると相当苦しい。借金がかさみ、閉めるに閉められない状況となる。以前、定員10名のデイサービスの廃止率を調べてもらったが、2年ちょっとで廃止する事業所が4割程度にのぼるようだ。データを活かしてやっていってほしいと思うのだが、なかなか難しいようだ。

宮林委員長：これらの事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料7)(参考資料7)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

草刈委員：看取りの研修を実施していないという指摘事項があるが、研修のひな形のようなものはあるのか。

伏見係長：特段ない。

草刈委員：とすると、事業所内で看取りに関する研修の記録があればこれは問題ないということか。

伏見係長：そうである。

宮林委員長：これらの事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

(3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

斉藤委員：事業活動計算書と収支計算書はどういう違いがあるのか。

山崎課長：いろいろなサービスの収支を記載した物が事業活動計算書であり、収支計算書

は事業活動計算書よりもっと広い範囲での収支を記載したもの。

田口委員：事業活動計算書は主にランニングコストが計上され、施設整備に係る収支は計上されない。収支計算書にはどちらも計上される。

草刈委員：G3の事業計画書の文章が稚拙であるように思われる。

文章が稚拙であるからといって内容が稚拙とも限らないのだろうが、収支を見ると小さいところのようだし、絞り込みの甘さが見受けられる。この内容で提出する法人がグループホームの運営を考えると心配な面はある。法人の理念の項目も自画自賛的な記述があるが、計画書に記載する内容としては違和感があった。

板橋委員：私もG3の計画書には違和感があった。入浴の同性介助の部分とか。

草刈委員：利便性の部分でも、「家族の面会を増やす」とあるが利便性とは全く違う話だと思う。

山崎課長：いただいた意見は7月に実施するヒアリングで確認していく。

小坂委員：G3、敷地面積に対しての床面積の割合がほかの2件に比し圧倒的に低く収支的に不安。ヒアリングでぜひ内容確認いただきたい。

また、全計画に共通しての話だが、環境衛生対策は今非常に重要。他県で問題も起こっているところ、新規で整備する場合は十分な配慮が必要だと思う。ヒアリングでぜひ確認してほしい。

田口委員：G3について、貸借対照表を見ると、利益剰余金が過去3年間赤字。平成28年度は純資産が2200万減っている。資金繰りに問題がないのかは確認すべき。またこの文章を見て、とてもじゃないがグループホームを運営できる会社でないと、直接的には言わないが委員が認識している。この場での委員の意見を事務局はぜひ受け止めてほしい。そうでなければこの委員会の存在価値がなくなる。

山崎課長：財務状況については公認会計士がついており、ヒアリングのほか公認会計士の力も借りながら確認を行っていく。

田口委員：ちゃんとした会社にやっていたかかないと入居者が困ることになる。この文章を見たらちょっと大丈夫なんですかと意見したい。

米内山部長：今回は指定をお諮りしているわけではないので、今回いただいたご意見を踏まえて事務局の方で内容を確認していきたい。

板橋委員：3つの計画に共通した話だが、施設の家族との面会について。施設によって面会の仕方が異なり、すごく厳しいところと、いろいろ工夫しながら面会を行っているようにしているところがあると聞いた。家族との面会という部分は、法令には規定されていない部分なのか。計画の中にはあまり内容が盛り込まれていないように感じたのだが。日常生活圏域内における地域住民との連携に入っていないのか。

山崎課長：ご指摘のとおりと考えるが、今回のコロナに関連しての話で設定されているものではなく、事業計画書もそのような観点から作成されているわけではないと

いうところかと思う。

木村委員：コロナはすぐに収束するわけではないため、一体どういう対応をしていくかというのを入れていくべきでは。面会の機会が得られないと、入居者の認知症が進んだりなどの懸念もある。そうならないためにも法令上に規定されていない部分でなくても選定の観点に入れていく必要があるのでは。

山崎課長：家族との面会については入所者の方の安全確保という観点もあるため、そういった点からヒアリングを進めていきたい。

斉藤委員：距離をとりながらも、（面会のため家族を施設に）入れていく必要はあると思う。

田口委員：グループホームのコロナ対策は非常に大事。ヒアリングでもよいが、コロナ対策としてどういう計画をとるか書かせてもいいと思う。

土井委員：面会に関しては厚労省から基準を緩和した通知が出されていないため、動きづらい事業所も多いかと思う。あとは事業所として独自の判断をして面会をするかということになっていく、厚労省は今の段階では面会させるなど止めているので。

木村委員：それはフェイストゥフェイスでの話であって、ガラス越しの面会や、テレビ電話を使用したりなど、厚労省の通知の範囲内でやっている事業所もあるようだ。コロナの再流行に対して事業者の業界団体がどう対応し、入居者を守っていくかだと思う。事業所単独でやるのは大変なので、事業者団体、またそれを補助する仙台市が、標準レベルをあげる努力をしていくことが必要だと思う。

山崎課長：高齢者向け介護施設の防護施策はどちらかというとも道府県単位で進めているところである。また、オンライン面会という話に関して、都道府県においては現在介護施設の電算化のためのタブレットの補助の仕組みづくりをやっているところであり、その仕組みで購入したタブレットをオンライン面会などに役立てていければという考え方である。

土井委員：タブレットも高騰してなかなか手に入らない。母体大きいところはいいだろうが。

タブレットが購入できない事業所の中には、職員個人の持ち物でLINE通話をして面会をさせるなど、いろいろ工夫しているようだ。

木村委員：全事業所がそういった対応をとれるようにできればよいのだが。

草刈委員：若い方がご家族にいればいいのだろうが、同年代の連れ合いの方しかいない場合だとスマートフォンを持っていないためオンライン面会も困難である。私の病院は窓口のところでタブレットを使いオンライン面会をしている。ただし、家族の方は窓口まで来ないといけないため感染リスクはある。在宅にいる状態でオンライン面会できることが一番好ましいのだが。

宮林委員長：当議案について承認してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

草刈委員：平成29年からの施設整備目標はだいぶ目標数に近づいているようだ。

広域型の特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームはそれぞれの整備目標はあるのか。

高橋主幹：公募の順番で差をつけていることはないわけではないが、計画などで明確に切り分けて、整備目標を定めているわけではない。

特養でいえば、地域密着型の特養あるいはショートとの転換、既存の建物からの増床での整備事業者を募集し、予定数に満たなければ新設の整備事業者を募集という順番で応募をかけている。

田口委員：実際のところ公募しても小規模なところは採算がとれないから募集があまりない。

草刈委員：コロナ感染者が発生した介護事業所に医療的なサポートが入る体制はできているのか。

山崎課長：基本的には保健所が入って、消毒や濃厚接触者への対応を行う。ただし、発生規模が大きくなった際にどうするかというところはあるため、他都市の対応などを見ながら検討しているところ。また、都道府県単位での協力体制を考えているところである。

草刈委員：120人規模の特別養護老人ホームや介護老人保健施設で発生した場合、フロア閉鎖や職員の動線を分けるなど対策をとっているようであるが、結局のところみんな危ない。そういった場合にどうするのか、医師会の方は何も考えていないし、区役所の方に聞いても具体的な話が出てこない。仙台市の介護施設で発生した場合の具体的な対応が見えない。厚労省の通知を見てもそれぞれの施設に任せているように見え、行政からきちとした指針のようなものが欲しいところ。しかし今の話を聞くと連携協力体制などを考えているのか。

山崎課長：連携協力体制については県からの予算などもあるため兼ね合いをみながら対応していく形になる。宮城県だけで解決できる話ではないため、仙台市老協とも調整を行うなどという形で仙台市としても協力をしていくというスタンスである。

土井委員：定期巡回随時対応型訪問介護看護、資料5からのみでは募集対象圏域がわからない。わかるようにしていただきたい。

木村委員：マスクなど事業所で使うような衛生用品の供給に関して行政の体制は整備されているのか。小さな事業所が大量に備蓄をおくことは難しいと思う。

山崎課長：事業所へのマスクの定期的な支給については国の方で対応を進めているようだ。そのほか、クラスター感染が発生した場合などで必要となる防護服について、先々月までは確保が困難であったところ、なんとか供給するといった話が最近国から通知された。

今もしコロナ感染が起きた場合については、施設に必要な衛生用品については衛生部局からの提供を御願いしようかということで宮城県と相談をしているところである。そういったことで衛生用品面については対応を図っていきたいと思っている。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会